

(別紙)

レンタル契約書

(賃借人：甲)

 契約日 :
 契約番号 :
 発行日 :

住所			TEL	
氏名	印	代理人 保証人		印

(賃貸人：乙)

住所	〒272-0837 千葉県市川市堀之内3-18-20 T-ONEビル2階	TEL	047-710-5215
		FAX	047-372-1131
法人名	新日本設備株式会社		
代表者	弦切 一夫	印	

 《利用者》 氏名
 住所

TEL

上記の賃借人（以下「甲」といいます。）と賃貸人（以下「乙」といいます。）は、別紙契約条項に従い、下記のとおりレンタル契約を締結します。この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が各1通を保有します。

レンタル内容及びレンタル料金						
No.	商品名	数	レンタル 月額料金	1月分 負担額	翌月以降分 負担額	税 レンタル 開始日
1						
2						
3						
			合計（円）			

包括支援センター名			
ケアマネジャー名			事業所番号
介護保険 保険者番号		被保険者番号	介護保険適用
使用場所			TEL

■物件に不具合が生じた場合は下記にご連絡下さい。

住所	千葉県市川市堀之内3-18-20 T-ONEビル2階	TEL	047-710-5215
		FAX	047-372-1131
担当者			
受付時間	9:00～17:00		

レンタル契約書（約款）

新日本設備株式会社 様（以下、「甲」といいます）と
（以下、「乙」といいます）は、乙が甲に提供する指定福祉用具貸与サービス又は指定介護予防福祉用具貸与サービスについて、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

第一条 契約の目的

1. 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の日常生活上の便宜を図りその機能訓練に資するとともに甲を介護する者の負担に軽減を図るため福祉用具を貸与します。
2. 乙は、福祉用具の貸与にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第二条 契約期間

1. この契約書の契約期間は、レンタルの開始日から要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間の満了日前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
2. 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新を行わないとの意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

第三条 運営規定の概要

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、取り扱う福祉用具の種目等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第四条 福祉用具の決定・交換

1. 乙は、福祉用具貸与の提供にあたり、適切な相談又は助言を行います。
2. 乙は、甲に貸与する福祉用具の決定、又は、変更にあたっては、甲、甲の後見人（後見人がいない場合には甲の家族）及び甲の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員と相談の上、甲の状況とその意向に配慮して行います。
3. 甲は、乙に対し、次のいずれかに該当する場合は、納品日を含めて1週間以内に福祉用具の交換を申し出ることができます。
 - (1) 貸与された福祉用具の使用勝手が悪い場合
 - (2) 福祉用具が乙の説明と相違する場合
4. 乙は、前項の申出があった場合、当該福祉用具を交換します。

第五条 福祉用具貸与の内容及びその提供

1. 乙は、契約書別紙に記載した内容の福祉用具を貸与します。
2. 福祉用具の種目、品名を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する福祉用具の種目、品名、機能、使用方法、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙を新たに交わします。
3. 乙は、甲の福祉用具貸与の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
4. 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但し、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第六条 居宅介護支援事業者等との連携

1. 乙は、甲に対して福祉用具を貸与するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 甲が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第七条 協力義務

甲は、乙が甲のため福祉用具を貸与するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

第八条 苦情対応

1. 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が貸与した福祉用具について甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
2. 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

第九条 費用

1. 乙が貸与する福祉用具の利用料その他の費用は、レンタル契約書別紙に記載したとおりです。
2. 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
3. 乙は、貸与する福祉用具のうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその福祉用具の種目及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
4. 乙は、前二項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用を甲に請求することができます。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外において福祉用具の貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に関する費用
5. 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
6. 乙は、福祉用具の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
7. 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及びレンタル契約書別紙を新たに交わします。

第十条 利用者負担額の滞納

1. 甲が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、乙は、30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
3. 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第一項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
4. 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、福祉用具の貸与を拒むことはありません。

第十一条 秘密保持

1. 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2. 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、個人情報同意書に基づいて適正に使用致します。

第十二条 甲の解除権

甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第十三条 乙の解除権

1. 乙は、甲が故意に反復して福祉用具を損壊するなどこの契約の目的を達することができないと判断されるときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第十四条 契約の終了

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 二 第二条第一項及び二項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新を行わないとの申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 三 甲が第十二条により契約を解除したとき。
- 四 乙が第十条又は第十三条により契約を解除したとき。
- 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 六 甲が死亡したとき。

第十五条 損害賠償

1. 乙は、福祉用具の貸与にあたって、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。但し、乙の責めによらない理由により事故が発生した場合はこの限りではありません。
2. 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。
3. 甲が貸与を受けた福祉用具を故意・過失により損壊した場合には、その損害を賠償します。

第十六条 利用者代理人

1. 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
2. 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第十七条 合意管轄

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の所在する地域の地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第十八条 協議事項

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

以上、本契約の成立を保障するため、本書を2通作成し、甲と乙が記名押印の上、
1通ずつ保有するものとします。

事業者

法人名 新日本設備株式会社

印

事業所名 京葉ガスホームケアショップ市川

所在地 千葉県市川市堀之内3-18-20

T-ONEビル2階

TEL 047-710-5215

代表者名 弦切 一夫

説明者氏名

印

____年 ____月 ____日

ご利用者様
住所

代理人様
住所

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印